第六条第五項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「登録サービス付き高齢者向け住宅」に改め、「（以下「優良賃貸住宅整備事業」という。）」を削り、同条第六項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「登録サービス付き高齢者向け住宅」に改める。

第十条中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第五十四条」を「第五十条」に、「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項」を「第四十五条、第四十七条第四項、第四十八条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十九条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

第十一条の見出し中「又は高齢者居住安定確保法」を削り、同条中「若しくは高齢者居住安定確保法」を削り、「優良賃貸住宅整備事業」を「特定優良賃貸住宅の整備に関する事業」に改める。

第十二条中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「登録サービス付き高齢者向け住宅」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号中「第三十四条」を「第七条第五項」に、「高齢者向け優良賃貸住宅」を「登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「旧高齢者居住安定確保法」という。）第十七条第一項の登録事務に従事する同項の指定登録機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員であった者に係る当該登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前にされた旧高齢者居住安定確保法第五十六条又は第六十条第一項の認可の申請であって、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行前に旧高齢者居住安定確保法第五十六条又は第六十条第一項の規定によりされた認可は、それぞれ第一条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「新高齢者居住安定確保法」という。）第五十二条又は第五十六条第一項の規定によりされた認可とみなす。

第五条　この法律の施行の際現に旧高齢者居住安定確保法第八十条（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定により旧高齢者居住安定確保法第七十八条の高齢者居住支援センターが行っている債務保証業務については、当該業務に係る保証契約の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に施行されている公営住宅建替事業（当該公営住宅建替事業の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに旧高齢者居住安定確保法第三十四条の高齢者向け優良賃貸住宅が整備されるものに限る。）であって、第二条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により地域住宅計画に記載されているものに係る施行の要件に関する特例については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び第五条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新高齢者居住安定確保法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の項中「第五十五条第二項」を「第二十一条第二項及び第五十一条第二項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項、別表第三の二十四の項、別表第四の八の項及び別表第五第二十九号中「第三十一条の認定」を「第五条第一項の登録、同条第二項の更新」に、「第五十六条」を「第五十二条」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十二条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第五十四条」を「第五十条」に、「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項」を「第四十五条、第四十七条第四項、第四十八条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十九条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第十三条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第百五条第二項中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第百二十条第一項中「第四十九条第一項第三号」を「第四十五条第一項第三号」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第十四条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第八号中「第五十六条」を「第五十二条」に改める。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第十五条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号チ中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第二十一条中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第五十四条」を「第五十条」に、「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項」を「第四十五条、第四十七条第四項、第四十八条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「第四十九条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正）

第十七条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十八条」を「・第十七条」に、「第十九条・第二十条」を「第十八条・第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第十八条を削る。

第五章中第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第六章中第二十一条を第二十条とする。

総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**